

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

本事業にかかる契約の締結は、令和7年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年1月22日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区建設業人材確保・区内中小企業等人材マッチング及び定着促進事業委託

(2) 事業目的

人材不足が深刻な建設業を始めとした世田谷区内（以下「区内」という。）中小企業等について、採用・定着促進を実施する。さらに、若年者及び就職氷河期世代の就職支援として、求職者に世田谷区内中小企業等の魅力を発信し、体験実習や現場見学等を通して企業理解を深めさせ、区内中小企業等とのマッチングを図る。

(3) 業務内容

建設業を始めとした世田谷区内中小企業等採用・定着促進事業（企業支援）

ア 採用促進

参加企業等全社を対象に、企業等の求人活動、採用支援等に精通した専門相談員を配置するとともに、採用に悩みを抱える区内企業等の相談に対応すること。

イ 定着促進

若手社員及び管理社員の定着率を向上させるための支援を希望する区内中小企業等に対し、以下のとおり社員向け研修や職場定着のためのコンサルティング等を行い、若手社員及び管理社員の基礎的能力向上や社内環境の整備を支援する。

若手社員向け研修

指導担当社員向け研修

交流会の実施

職場定着のためのコンサルティング

支援企業等全社にアンケートを実施すること。

若年者・就職氷河期世代・IT研修受講者の就職支援事業（求職者支援）

以下のア～キ等の支援により、就労を希望する若年者、就職氷河期世代及びIT研修受講者を就職に結びつける。

ア 就職活動トレーニング

イ 区内中小企業等魅力発見研修

ウ 現場見学、体験研修

エ 合同就職説明会・面接会

オ 就業体験

カ キャリアカウンセリング(就労希望者の就職決定までの各種調整や手続を含む)

キ パソコンスキル習得講座(就職氷河期世代のみ)

(4) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(予定)

令和8年度及び令和9年度についても、引き続き同じ事業者と随意契約する予定がある。ただし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを契約の条件とする。

2 参加資格要件

次の(1)から(8)までの要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 職業安定法第30条に定める厚生労働大臣の認可を受けた有料職業紹介事業者であること。
- (6) 平成27年度以降、地方自治体から同種又は類似の業務を受託した経験を有すること。
- (7) (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得(取得申請中を含む)していること。
- (8) 世田谷区建設業人材確保・区内中小企業等人材マッチング及び定着促進事業委託プロポーザル方式事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

3 提案書の提案者を選定するための基準

本件では参加表明時点で提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制に関する事項
- (2) 同種・類似業務の実績
- (3) 実施方針
- (4) 求職者と企業とのマッチングの手法
- (5) 建設業を始めとした世田谷区内中小企業等採用・定着促進事業(企業支援)について
- (6) 若年者・就職氷河期世代・IT研修受講者の就職支援事業(求職者支援)について
- (7) 業務目標に対する提案
- (8) 見積書

5 説明書の受領、参加表明書及び提案書の提出先など

(1) 担当部署

世田谷区経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課 担当 村田、井上
住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎 4階
TEL：03-3411-6662

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和7年1月22日（水）～令和7年2月5日（水）
（土日・祝日を除く、8時30分～17時まで）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

URL：<https://www.city.setagaya.lg.jp/01002/21515.html>

トップページ 目次から探す 区政情報 契約・入札情報 発注情報 現在実施中の
プロポーザル情報 仕事・産業 「世田谷区建設業人材確保・区内中小企業等人材マ
ッチング及び定着促進事業委託」プロポーザルの実施について
（またはホームページ上部検索スペースにページ番号「21515」を入力して検索）

（3）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和7年2月5日（水）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参又は郵送（書留郵便に限る）

事前に上記（1）の担当部署に電話で日程調整を行った上、持参すること。郵送の
場合は、上記（1）の担当部署に電話し、事前にその旨を伝えること。

（4）招請通知の発送

参加資格の確認後、招請通知を文書にて発送する。

発送予定日：令和7年2月7日（金）

（5）提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和7年3月7日（金）正午まで

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参又は郵送（書留郵便に限る）

事前に上記（1）の担当部署に電話で日程調整を行った上、持参すること。郵送の
場合は、上記（1）の担当部署に電話し、事前にその旨を伝えること。

6 その他

（1）提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。

（2）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（3）契約保証金 免除

（4）契約書作成の要否 要

（5）当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意
契約により締結する予定の有無 無

（6）提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

（7）提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

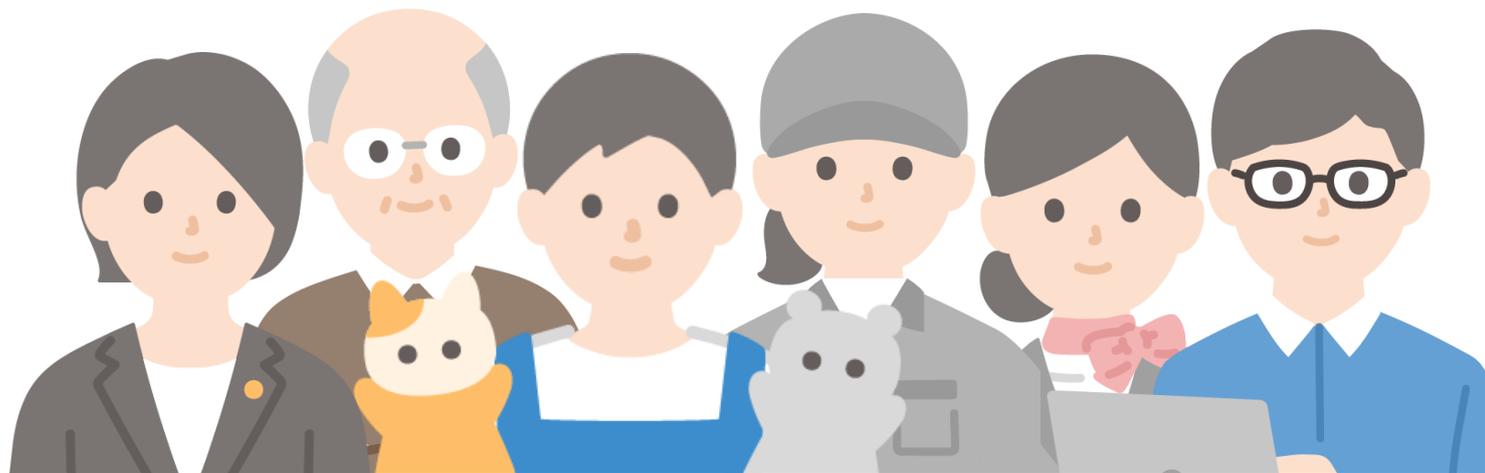
（8）参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。

（9）提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及
び契約交渉の対象としない。

（10）詳細は説明書による。

（11）区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷
区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型わく工	3,188円
普通作業員	2,699円	さく岩工	3,783円	大工	3,060円
軽作業員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左官	3,273円
造園工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配管工	2,869円
法面工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	はつり工	3,039円
とび工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防水工	3,634円
石工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板金工	3,443円
ブロック工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サッシ工	3,230円
電工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内装工	3,326円
鉄筋工	3,284円	高級船員	3,889円	ガラス工	3,177円
鉄骨工	2,975円	普通船員	3,135円	建具工	2,859円
塗装工	3,475円	潜水士	5,015円	ダクト工	2,869円
溶接工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保温工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設備機械工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交通誘導員A	2,019円
潜かん工	3,730円	軌道工	5,780円	交通誘導員B	1,764円
				上記以外の職種	1,460円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。